

風俗営業のできる用途地域

(1)愛知県条例で風俗営業できる地域

条例で定める地域	条例で定める地域に該当する地域	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号
第1種地域	第1種低層住居専用地域	×	×	×	×	×	×	×	×
	第2種低層住居専用地域								
	第1種中高層住居専用地域								
	第2種中高層住居専用地域								
	第1種住居地域								
第2種住居地域									
第2種地域	準住居地域	×	○	×	×	○	○	○	○
第3種地域	その他の地域つまり第1種、2種、4種、5種に当てはまらない地域	○	○	○	○	○	○	○	○
第4種地域	商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○
第5種地域	千種区今池1丁目8～13・29・30番 千種区今池3丁目4番 千種区今池4丁目7・9～11番 千種区今池5丁目1～3・8～13・18～27番 千種区内山3丁目32・33番 中区栄3丁目8～13番 中区栄4丁目2～5・7～18・20・21番 中区新栄一丁目1・11・12番	○	○	○	○	○	○	○	○

(2)保護対象施設からみた営業制限地域

条例で定める地域	保護対象施設	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	7号又は8号で3カ月以内の期間営業
第2種地域	大学以外の学校	100m							70m	30m
第3種地域	保育所・病院・有床診療所	50m							30m	30m
第4種地域	大学以外の学校	70m							50m	30m
	保育所・病院・有床診療所	30m								30m
第5種地域		距離制限なし								

詳しくは、[愛知県公安委員会の条例は愛知県ホームページをご覧ください。](#)

[許可基準\(場所的要件\)に戻る](#)